

変更内容	延岡市の考え方	利用者からの同意	変更箇所への記載方法	利用者(家族)及びサービス担当者等への周知方法	介護予防支援経過記録への記載
① 事業所の名称変更	単なる事業所の名称変更については、「軽微な変更」に該当する。	口頭	介護予防サービス・支援計画を見え消し。	周知方法は問わないが、確実に周知すること。	①軽微な変更該当する状況(日時、内容) ②軽微な変更と判断するに至った担当職員の考え ③周知した事実
② 目標期間の延長(通所型・訪問型サービスC)	通所型・訪問型サービスCの目標やサービス内容が変わらない単なる期間の延長については、「軽微な変更」に該当する。 なお、通所型・訪問型サービスCの期間を延長する場合は、事前に健康長寿課へ申請が必要。	口頭	介護予防サービス・支援計画を見え消し。	周知方法は問わないが、確実に周知すること。	①軽微な変更該当する状況(日時、内容) ②軽微な変更と判断するに至った担当職員及び専門職(通所型・訪問型サービスC)の考え ③周知した事実
③ 対象福祉用具の介護予防福祉用具貸与から特定介護予防福祉用具販売への変更	指定介護予防福祉用具貸与の提供を受けている対象福祉用具をそのまま特定介護予防福祉用具販売へ変更する場合については、「軽微な変更」に該当する。 なお、貸与と販売のいずれかを利用者が選択できること、それぞれのメリット及びデメリット等、利用者の選択に資するよう、必要な情報を提供すること。	口頭	介護予防サービス・支援計画を見え消し。	周知方法は問わないが、確実に周知すること。	①サービス担当者等の専門的見地からの意見を含む軽微な変更該当する状況(日時、内容) ②軽微な変更と判断するに至った担当職員の考え ③周知した事実
④ 目標もサービスも変わらない(利用者の状況以外による)単なる事業所変更	目標もサービスも変わらない(利用者の状況以外による)単なるサービス事業所変更については、「軽微な変更」に該当する。 例:サービス提供事業所の休止・廃止など、事業所都合の場合。	口頭	介護予防サービス・支援計画を見え消し。	周知方法は問わないが、確実に周知すること。	①軽微な変更該当する状況(日時、内容) ②軽微な変更と判断するに至った担当職員の考え ③周知した事実

変更内容	延岡市の考え方	利用者からの同意	変更箇所への記載方法	利用者(家族)及びサービス担当者等への周知方法	介護予防支援経過記録への記載
<p>⑤ 目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合</p>	<p>アセスメントの結果、課題、目標、サービス種別が変わらない、単なるサービス内容の変更の場合は、「軽微な変更」に該当する。 なお、例えば、通所型サービスで実施している入浴介助を訪問型サービスでの入浴介助に変更する場合は、サービスの種別が変わるため、介護予防サービス・支援計画の再作成が必要。 例：通所型サービスで機能訓練の一環として実施していた集団体操を個別体操に変更。</p>	<p>口頭</p>	<p>介護予防サービス・支援計画を見え消し。</p>	<p>周知方法は問わないが、確実に周知すること。</p>	<p>①サービス担当者等の専門的見地からの意見を含む軽微な変更該当する状況(日時、内容) ②軽微な変更と判断するに至った担当職員の考え ③当該計画の有効性及び目標を延長することで期待できる効果を含む担当職員の判断 ④周知した事実</p>
<p>⑥ 担当職員の変更</p>	<p>担当職員の変更の場合は、「軽微な変更」に該当する。 なお、新しい担当職員が利用者はじめ各サービス担当者と面識を有していること。</p>	<p>口頭</p>	<p>介護予防サービス・支援計画を見え消し。</p>	<p>周知方法は問わないが、確実に周知すること。</p>	<p>①軽微な変更該当する状況(日時、内容) ②軽微な変更と判断するに至った担当職員の考え ③周知した事実</p>
<p>共通事項</p>					
<p>※1. サービス提供の曜日、回数の変更については、利用者(家族)及びサービス担当者に周知することで事足りるものとする。 ※2. 変更箇所への記載については、事業所が保管する原本を見え消し修正し、変更内容を利用者及び担当者等へ周知すること。 ※3. 「軽微な変更」であっても、担当職員の判断により、一連の業務を行うことを妨げるものではない。 ※4. 上記取扱いを行っていなかった場合は指導の対象となる。</p>					